○外務省令第六号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十七日

外務大臣　林　芳正

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	種別／国又は地別（単位）	インド（インド・ルピー）	インドネシア（ルピア）	カンボジア（リエル）	シンガポール（シンガポール・ドル）	スリランカ（スリランカ・ルピー）	タイ（バーツ）	大韓民国（ウォン）	中華人民共和国（元）	中華人民共和国（香港特別行政区）（香港・ドル）	ネパール（ネパール・ルピー）	パキスタン（パキスタン・ルピー）
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	3,300	620,000	175,000	58	15,000	1,500	57,000	285	320	5,280	8,910
3	一般入国査証	1,750	330,000	90,000	31	7,900	790	30,000	150	170	2,780	4,690
4	数次入国査証	3,450	650,000	180,000	61	15,780	1,570	60,000	300	330	5,560	9,380
5	通過査証	400	80,000	20,000	7	1,840	180	7,000	35	40	650	1,090
6	再入国の許可の有効期間の延長	1,750	330,000	90,000	31	7,900	790	30,000	150	170	2,780	4,690
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,450	270,000	75,000	26	6,580	660	25,000	125	140	2,310	3,910
8	国籍証明	2,550	480,000	135,000	45	11,580	1,150	44,000	220	240	4,070	6,880
9	在留証明	700	130,000	35,000	12	3,160	310	12,000	60	70	1,110	1,880
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	700	130,000	35,000	12	3,160	310	12,000	60	70	1,110	1,880
11	職業証明	1,150	220,000	60,000	20	5,260	520	20,000	100	110	1,850	3,130
12	翻訳証明	2,550	480,000	135,000	45	11,580	1,150	44,000	220	240	4,070	6,880
13	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	2,600	490,000	135,000	46	11,840	1,180	45,000	225	250	4,170	7,030
	ロ. その他のもの	1,000	180,000	50,000	17	4,480	450	17,000	85	90	1,570	2,660
14	遺骨証明	1,450	270,000	75,000	26	6,580	660	25,000	125	140	2,310	3,910
15	原産地証明	2,550	480,000	135,000	45	11,580	1,150	44,000	220	240	4,070	6,880
16	日本品の外国輸入証明	2,200	410,000	115,000	39	10,000	1,000	38,000	190	210	3,520	5,940
17	船内遺留品目録証明	500	100,000	25,000	9	2,360	240	9,000	45	50	830	1,410
18	航行報告証明	750	140,000	40,000	13	3,420	340	13,000	65	70	1,200	2,030
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,200	230,000	65,000	21	5,520	550	21,000	105	120	1,940	3,280